

疑問①

仕入税額控除ってなに?



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

⇒ 仕入税額控除には
インボイスの保存が必要

⇒ インボイスがなければ
仕入税額控除できない*

*一定期間、経過措置が設けられています。

疑問②

登録を受けるかどうかで、どう判断したらいいの?



売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう。

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です。
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが**不要**です。
- 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが**不要**です。

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう。



- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です。
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます。(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなど、も検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます。

▶ 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。お近くの商工会にご相談ください。

能美市商工会	Tel.0761-58-4230	かほく市商工会	Tel.076-282-5661	宝達志水町商工会	Tel.0767-28-2301
山中商工会	Tel.0761-78-3366	森本商工会	Tel.076-258-0276	能登鹿北商工会	Tel.0767-66-0001
川北町商工会	Tel.076-277-2133	津幡町商工会	Tel.076-288-2131	中能登町商工会	Tel.0767-76-1221
美川商工会	Tel.076-278-3328	内灘町商工会	Tel.076-286-4200	門前町商工会	Tel.0768-42-0360
鶴来商工会	Tel.076-273-2211	羽咋市商工会	Tel.0767-22-1393	穴水町商工会	Tel.0768-52-0516
白山商工会	Tel.076-254-2828	富来商工会	Tel.0767-42-2562	能登町商工会	Tel.0768-62-0181
野々市市商工会	Tel.076-246-1242	志賀町商工会	Tel.0767-32-1002	県連合会能登支所	Tel.0767-66-0460

石川県商工会連合会からのお知らせ



消費税

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります!

免税事業者のみなさまへ



現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です!

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは...

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**(適格請求書)を**保存する必要**があります。
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の**登録を受ける**必要があり、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります。



売手(インボイス発行事業者)



買手(課税事業者)

- インボイスを発行するためには、納税地を所轄する税務署長に対して**登録申請書を提出する必要**があります。登録は**課税事業者**が受けることができます。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の**任意**です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お早目のご準備**をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。